

群馬大学大学院理工学府産学連携推進部門リカレント教育実施要項

平成 30.11.29 制定

改正 令和 2.1.8 令和 4.1.26

(趣旨)

第1 社会人の学び直しの機会，より高度な専門的知識の修得の機会を提供するため実施する，群馬大学大学院理工学府産学連携推進部門リカレント教育（以下「太田リカレント教育」という。）に関して必要な事項を定める。

(計画・実施)

第2 太田リカレント教育は，理工学府太田キャンパス運営会議で計画し，産学連携推進部門で実施するものとする。

(受講料及び徴収方法)

第3 太田リカレント教育で徴収する受講料及び徴収方法は，国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第17条の規定に基づき，次のとおりとする。

講義 1コース（90分 5回） 3,000円

実習 1コース（180分 5回） 6,000円

2 前項の受講料は，各科目又は実習開始前に納入するものとする。

3 既納の受講料は，返還しない。

(要項の改廃)

第4 この要項の改廃は，理工学府運営会議の議を経て，理工学府長が行う。

附 則

この要項は，平成30年11月29日から施行する。

附 則

この要項は，令和2年1月8日から施行する。

附 則

この要項は，令和4年1月26日から施行する。